

家族手当

家族手当は、配偶者や子等の家族を持つ従業員に対しての福利厚生として、企業が一定金額を支給する手当です。今回は、家族手当の支給要件、支給額などを説明いたします。

1. 家族手当の対象となる家族の要件

● 生計を一にしているか

対象となる家族の生活費を従業員が賄っており、実質的に同一生計である場合に支給するというケースです。

● 収入

家族の収入を上限額未満としている企業等も多く、上限額として多いのは次のケースです。

- ・ 所得税の配偶者控除が受けられる 103 万円（給与収入の場合）
- ・ 社会保険料の被扶養者とされる 130 万円

● 同居の有無

家族手当を支給する場合の対象となる家族は、従業員と「同居」している家族であることを支給の条件にしているケースがあります。

● 年齢

従業員が就業していない家族を養うために支給するという目的に基づいて、子や両親の年齢に次のような条件を定めるのが一般的です。

- ・ 子は、18 歳以下、あるいは 22 歳以下
- ・ 両親は、60 歳以上

2. 支給の対象となる従業員

従来、支給対象を正社員のみとしているケースがほとんどでした。雇用形態による不合理な待遇差があることを禁じる「パートタイム・有期雇用労働法」が 2020 年 4 月 1 日に施行され（中小企業は、2021 年 4 月 1 日施行）、いかなる待遇差が不合理であるかを具体的に示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が発表されました。住宅手当や家族手当は、ガイドラインに示されていませんが、「均衡・均等待遇」の対象となっていますので、今後は、「労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれる」とされています。

3 家族手当の見直し

家族の形が多様化していること等から、家族手当のあり方が時代にそぐわなくなっているを理由に多くの企業等で家族手当を見直す傾向にあります。たとえば、

- ・ 子への手当を手厚くする（「こども手当」への切り替えを含む）
- ・ 配偶者を特別扱いせず、扶養家族 1 人につき一律の金額を支給する

というケースが多いようです。また、現在は正社員のみを支給している家族手当を、今後「同一労働同一賃金」にかかわる判例が蓄積され、各種手当に対する考え方が整理されていく中、非正規社員にも正社員と同様の手当を支給する企業等が増えることも考えられます。

4. 住宅手当の実態

約 5 割の企業が住宅手当を支給していると考えてよいでしょう。

●支給状況

支給あり	支給なし	無回答
46. 1%	38. 8%	15. 1%

●支給額

	一律支給	家族により異なる（家族別支給）			
		配偶者	第一子	第二子	第三子
調査産業計	12,010円	10,636円	5,827円	5,419円	5,464円

「中小企業の賃金事情（東京都産業労働局 2020年）」より